

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	里山整備事業補助金
補助事業等の目標	整備がされていない里山の機能回復作業の推進をする。
補助事業等の対象者	県との協定に基づいて、山林間伐整備を実行する者
補助対象経費	山林の間伐に要する費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	間伐関係費用の 9%以内を補助する。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業の対象者からの実績報告書をもとに、担当部署が補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 21 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	県補助事業が終了するまで
	【終期が 3 年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容などを諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助申請時：事業計画書及び位置図 実績報告書時：事業の実施内容のわかる書類、位置図及び写真
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	経済部農林課耕地林務係

平成 25 年 4 月 1 日一部改正